**ラブテニスクラブ会則**

**第１章　総　則**

　　(名　称)

　第１条　本会は、ラブテニスクラブと称する。

　　(目　的)

　第２条　本会は、テニスを通じて健全な心身を育成し、併せて会員相互の親睦を図ることを目的とする。

　　(事　業)

　第３条　本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

　　　（１） テニスの練習および競技への参加。

　　　（２） テニスの普及、振興を図るための催し。

　　　（３） その他、本会の目的達成のために必要な事項。

**第２章　会　員**

　　(会　員)

　第４条　テニスを愛好する者は、男女を問わず入会することができる。

　　(休会届)

　第５条　家庭の都合、病気等の理由で、長期間活動ができない場合は、休会が認められる。

なお、休会以外で会費を１年間未納の者は、原則、退会したものとみなされる。

**第3章　役員及び役員会**

　　(役　員)

　第６条　本会は、次の役員を置く。

　　　　　役員は、総会の決議に基づいて会員から選出し、その任期は２年とし、再選を妨げない。

　　　　　　　会　　長：　１名

　　　　　　　副会長：　１名

　　　　　　　事務局：　若干名

　　　　　　　会　　計：　１名

　　　　　　　会計監査：　１名

　　(役員の任務)

　第７条　役員の任務は、次のとおり定める。

　　　　(１)　会長は、本会を代表し、会務を統括する。役員会を行う場合、議長を行う。

　　　　(２)　副会長は、会長を補佐し、会長不在時の代行業務を行う。

　　　　(３)　事務局は、県や須賀川テニス協会の大会関連の連絡・参加取りまとめや協会との連絡等の

業務、合宿に関する企画立案・遂行他組織活動全般を行う。

　　　　(４)　会計は、会計の一切の職務を遂行する。

(５)　会計監査は、会計事務を監査し、結果を総会で会員に報告する。

　　(役員会)

　第８条　役員会は、必要事項発生時に随時開催し、次の事項を決定する。

　　　　(１)　会員の入会・休会・除名に関する事。

　　　　(２)　予算案の作成に関する事。

　　　　(３)　行事の実施計画に関する事。

**第４章　総　会**

　　(総会の開催及び議決権)

　第９条　定期総会は、毎年開催し、次の事項を議決する。

　　　　(１)　予算及び決算に関する事。

　　　　(２)　会務の報告及び事業計画に関する事。

　　　　(３)　役員の改選に関する事。

　　　　(４)　会則の改定に関する事。

　　　　(５)　その他必要事項。

**第５章　会　計**

　　(会　費)

　第１０条　本会に必要な会費は、会費その他の収入をもってこれにあてる。

　第１１条　本会の年会費は、次のとおりとする。

　　　　(１)　年会費　　６千円

ただし、年度途中での入会者は、一月５００円で残月数分を年会費とする。

　　　　(２)　入金した会費は、原則返金しない。

　　　　(３)　休会中に復帰する場合は、途中入会に準ずる。

　　(慶弔金)

　第１２条　会員には、次の事由により給付を行う。

1. 結婚した場合　　　５千円
2. 会員死亡の場合　　５千円
3. 配偶者死亡の場合　５千円
4. 父母子死亡の場合　５千円

　　(会計年度)

　第１３条　本会の会計年度は、毎年１月１日に始まり１２月３１日に終わる。

**第６章　補　則**

（例外規定）

第１４条　この会則に定めのない事項は、会長及び役員会の承認を得て、別に定めることができる。

　　　**附　則**

　この会則は、平成３０年３月１日より効力を発する。

《改　正》

１．令和２年3月14日　第１３条

　　（旧）本会の会計年度は、毎年３月１日に始まり翌年２月末日に終わる。